



安積の歴史シリーズI



第20回 近世 村から町に昇格

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会
委員



町昇格の願い

文政7年(1824)3月、郡山村^{かみまち}の上町名主今泉半之丞^{はんのじょう しもまち}、下町名主小針弥五衛門^{や こえもん けんたん}をはじめ、検断薄井小七郎・今泉久右衛門、検断後見菊池甚兵衛や、上町目付橋本万右衛門^{めつけ}・下町目付遠藤助右衛門、他に上町長百姓^{おさびやくしやう}10人、下町長百姓9人が連名して、二本松藩に村から町に昇格を願い出た。⁽¹⁾

願書によると、郡山は次第に人口が増え、多くの商人が商売に励み、藩に御用金等を献納し、苗字・帯刀御免等の称誉^{しょうよ}や格式^{かくしき}を頂戴している者もあり、他国の商人との取引も手広になっている。しかし、郡山村と記載しなければならず、場合によっては嘲り^{あざけ}を受けることや損をすることもあり、一段低く見られている。町に昇格すれば商売の励みにもなり、御用金等の献上にも応じられるので、町に昇格させて戴きたいと記載されている。

郡山の商人等の要望を受け、村役人・宿役人が藩に願い出たのである。

村から町に昇格

文政7年閏8月、郡山と本宮が村から町に昇格した。村役人や宿役人の名称も、名主を検断、組頭・目付を町目付、長百姓を長町人と称すようになり、新たに町年寄^{まちとしより}を設けることになった。⁽²⁾ 町

に昇格し二本松の城下町役人と同格となったのである。さらに、宿の象徴である枡形も新しく造り直すことになった。⁽¹⁾

第1表は、町に昇格する前後の、郡山と本宮の新旧の役人である。⁽¹⁾ 郡山では名主今泉半之丞・小針弥五右衛門を検断に、宿役人の検断であった今泉久右衛門・薄井小七郎・永戸与助は、名称は同じであるが検断となった。町役人と宿役人が、同じ検断では混乱が生じることから、町役人である検断^{まちしはい}を町支配検断、宿役人である検断^{みちすじ}を道筋検

第1表 郡山・本宮町の新旧役人

町名	旧村・宿役人	新町・宿役人
郡山町		町年寄 永戸庄左衛門 永戸庄次郎 町年寄 増子源之丞 増子助次郎
	名主 今泉半之丞	検断 今泉半之丞
	名主 小針弥五右衛門	検断 小針弥五右衛門
	検断 今泉久右衛門	検断 今泉久右衛門
	検断 薄井小七郎	検断 薄井小七郎
	検断 永戸与助	検断 永戸与助
本宮町		町年寄 浦井忠治郎弟 浦井善五郎 町年寄 大内三郎兵衛親 大内藤太夫
	名主 大内三郎兵衛	検断 大内三郎兵衛
	名主 鳴原忠之丞	検断 鳴原忠之丞
	検断 原瀬与五右衛門	検断 原瀬与五右衛門
	検断 鳴原惣左衛門	検断 鳴原惣左衛門

断・往来検断・馱検断とも呼び區別した。⁽²⁾

そして新たに、郡山では永戸庄次郎と増子助次郎が町年寄に命じられた。永戸庄次郎は永戸庄左衛門の倅、増子助次郎は増子源之丞の倅である。

この時、永戸庄次郎は22歳、増子助次郎は30歳であり、⁽³⁾ まだ家督を相続していないので、部屋住中町年寄である。

しかし、名主今泉半之丞・小針弥五右衛門等は、永戸庄次郎・増子介次郎の町年寄就任には反対であった。

幕府から町昇格の許可を得るまでは、藩役人・村役人や郡山の富商永戸与次衛門等は、それぞれ思惑があっても同じ方を向いていたが、永戸庄次郎・増子介次郎が町年寄に命じられると、今泉半之丞・小針弥五右衛門等は、家老丹羽久馬介や永戸与次右衛門、永戸庄左衛門・永戸庄次郎を批判するのである。

今泉半之丞は、遊女（飯盛奉公人）からの上銭の使い方、肴問屋、無尽金（栄社講）、弁天（現在の麓山公園）や枳形の建設費等をあげ、永戸与次右衛門・永戸庄左衛門の不正を指摘し、永戸与次右衛門を「肝曲邪生の人」、永戸庄次郎・増子介次郎を「若年とは言え甚だ放蕩（勝手気まま）であり、酒色に耽り、町中では専ら悪評のある者」と批判している。⁽⁴⁾

永戸与次右衛門と永戸庄左衛門の続柄

永戸与次右衛門と永戸庄左衛門の続柄は、次のようである。

文化14年（1817）の「郡山上町人別帳」によると、⁽⁵⁾ 永戸庄左衛門の家族構成は、庄左衛門（41歳）、女房つよ（37歳）、嫡男庄次郎（15歳）、次男三之助（14歳）、三男捨蔵（9歳）の5人家族である。庄左衛門の肩書に永戸与次右衛門弟と記載されている。永戸与次右衛門（55歳）と永戸庄左衛門は兄弟で、庄次郎は与次右衛門の甥である。

町昇格の経過

今泉半之丞が著した「宿駅昇格運動」は、郡山村から町に昇格する経過を記載しているが、権

勢を思いのままにする二本松藩の筆頭家老丹羽久馬介と、永戸与次右衛門の計略に乗せられたことを暗に匂わせている。町昇格の経過は次のようである。⁽⁶⁾

文政6年12月1日、今泉半之丞と小針弥五右衛門が、二本松の用事を済ませ、帰る途中の高倉宿で、半之丞が町昇格について弥五右衛門に話を切り出すと、弥五右衛門も同じようなことを考えていたので、12月9日に弥五右衛門宅を尋ね相談した。町昇格については、筆頭家老丹羽久馬助に願い出て、家老から藩主の耳に入れ、藩主から幕府に願い出る。家老丹羽久馬介に話ができるのは、郡山村では永戸与次衛門を除いてはいないので、与次右衛門から申し上げることでまとまった。半之丞・弥五右衛門は翌20日に与次右衛門に相談すると許諾した。町昇格は幕府の許可を得なければならぬため、もし失敗すれば笑い者となり上を欺くことになるため極秘に進められた。

12月16日に家老丹羽久馬助が江戸より下る途中、永戸与次右衛門宅に泊まった。与次右衛門が町昇格を願い出ると、容易なことではないのでよくよく考えて返事するとのことであった。間もなく永戸与次右衛門が二本松に行き、用人丹羽四郎にこのことを申し上げると、翌7年正月3日に家老丹羽紋十郎（筆頭家老丹羽久馬助の倅）が江戸屋敷類焼の普請取締役として登るので、この時に幕府に内意を伺うとのことであった。

同年正月に、永戸与次右衛門が再び二本松に行き、丹羽久馬助に町昇格の件を伺うと、町昇格を幕府に願い出るには物入が必要であるが、用意できるか尋ねられた。2月1日に家老丹羽久馬助・用人丹羽四郎が郡山に来て、永戸与次右衛門・今泉半之丞・小針弥五右衛門に、本宮では出金するとのことである、郡山も出金するよう申すので、無尽金である栄社講から300両を出すことにした。

3月6日に、今泉半之丞と小針弥五右衛門が二本松に呼ばれ、郡代伊東九兵衛と郡代兼町奉行小野十右衛門から、町昇格の願書を認めるよう申し渡された。その夜遅くに願書の草稿を書き上げ、7日に用人丹羽四郎と、郡代伊東九兵衛に見せる

と宜^{よろ}しい、至極^{しごく}宜しいと言われたので、郡代兼町奉行小野十右衛門に草稿を提出し、内容を説明した。「これまでの名主である半之丞・弥五右衛門を検断に、検断3人を町年寄に、組頭を町目付、長百姓を長町人、惣百姓を町人とする事」等を説明すると、小野十右衛門から「これまでの検断3人を町年寄にしては、そこ元^{もと}より役向が進み、勤方に指し支える、これまでの検断も、そこ元どもも検断にしてはどうか」と言われたので、5人を検断とし、町年寄は置かないことにし、一旦宿に戻って草稿を書き直した。

3月10日に清書した願書を提出すると、町昇格は郡山から願い出たような文章に書き直すように言われ、書き直して11日に提出した。

3月26日に藩主が江戸へ出立したので、家老丹羽久馬助・用人丹羽四郎も御供として江戸に登り、町昇格も幕府の許可を待つのみとなった。

幕府から許可が出るまで、今泉半之丞・小針弥五右衛門は、何度か郡代伊東九兵衛と郡代兼町奉行小野十右衛門に、町役人の役目や勤方等を伺い、町年寄は設けないう願ひ出ると、伊東九兵衛と小野十右衛門は承知したと返答した。

8月8日に、家老丹羽紋十郎が江戸より戻り、幕府より町昇格の許可を得たことが伝えられ、今泉半之丞は永戸与次右衛門から聞いた。

藩から、名主・検断・組頭・目付・長百姓は、閏8月20日に二本松に参るよう通達があり、他に永戸庄次郎と増子助次郎も呼ばれた。二本松役所において、郡山と本宮が町に昇格したこと、永戸庄次郎・増子助次郎は町年寄に、今泉半之丞・小針弥五右衛門・今泉久右衛門・薄井小七郎・永戸与助は検断を申し渡された。

誰が町年寄に人選したのか

誰が、永戸庄次郎と増子助次郎を町年寄に人選したのであろうか。それを書いた資料は見あたらないが、町昇格の経過から推測すると、次のようである。

3月7日に、今泉半之丞・小針弥五右衛門が提出した願書の草稿を、用人丹羽四郎、郡代伊東九

兵衛が、これで宜しいと言ったので、郡代兼町奉行小野十右衛門に提出し説明すると、小野十右衛門から、「これまでの検断3人を町年寄にしては、そこ元どもより役向が進み勤方に指し支る、これまでの検断も、そこ元どもも検断にしてはどうか」と指摘されていること。その後も半之丞・弥五右衛門は、何度か伊東九兵衛や小野十右衛門に町年寄は設けないうことを願い出ており、兩名は承知したと返答しているの、郡代等は町年寄を置かないで、5人を検断とする考えであったとみられる。また、郡代伊東九兵衛と郡代兼町奉行小野十右衛門から永戸庄次郎・増子助次郎を町年寄にする話題は出なかったこと等より、町年寄を任命したのは、伊東九兵衛・小野十右衛門より上と考えられ、家老丹羽久馬介の意向が強く働いたとみられる。

家老丹羽久馬介は永戸与次右衛門の屋敷に宿伯する等、直接親しく話しができる間柄である。与次右衛門は家老丹羽久馬介と結び、永戸庄次郎と増子助次郎を町年寄に就任させたとみられる。そのため、永戸庄次郎と増子助之丞が町年寄に命じられると、今泉半之丞は、家老丹羽久馬助や永戸与次右衛門・永戸庄左衛門を批判したのである。

郡山町では町年寄の罷免運動が起り、町に昇格した翌日の閏8月21日に、上町目付橋本万右衛門・宗左衛門、下町目付遠藤助右衛門・与市郎・鈴木兵四郎、検断菊地甚兵衛・今泉久右衛門・小針弥五右衛門・薄井小七郎等が、永戸庄次郎と増子助次郎の罷免願ひを提出したのである。⁽⁷⁾しかし、その願ひは聞き入れられなかった。

註

- (1) 郡山市歴史資料館所蔵今泉家文書村287・1214
- (2) 今泉家文書村275・276
- (3) 今泉家文書村744・851
- (4) 今泉家文書村595・1214
- (5) 今泉家文書村739
- (6) 今泉家文書村1214
- (7) 今泉家文書村293・1214